

I 特定非営利活動法人設立認証後の手続

I 特定非営利活動法人設立認証後の手続

県内の各種申請・届出等の窓口となる所轄庁

特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の所轄庁は、主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の範囲内のみには所在する場合は当該指定都市の長）です。

岡山県においては、岡山市内のみには事務所が所在する場合は岡山市が、それ以外は岡山県が所轄庁です。

各種申請、届出等の提出並びに申請書類及び事業報告書等を縦覧・閲覧・謄写できる窓口が異なりますので、ご注意ください。

（県内法人の所轄庁）

区 分		主たる事務所の所在地	
		岡山市内	岡山市以外の県内市町村
その他の 事務所の 所在地	なし	岡山市	岡山県
	岡山市内	岡山市	岡山県
	岡山市以外の県内市町村	岡山県	岡山県
	県外	岡山県	岡山県

（申請等窓口） 【岡山県】 岡山県県民生活部県民生活交通課 TEL(086)226-7247
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

【岡山市】 岡山市安全・安心ネットワーク推進室 TEL(086)803-1061
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

1 設立登記

NPO法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立します。

（関係機関：岡山地方法務局法人登記相談電話086-224-5715）

設立の登記は、主たる事務所の所在地においては、設立の認証の通知が到達した日から2週間以内にしなければなりません。また、その他の事務所がある場合は、その所在地において、設立の登記後2週間以内に登記しなければなりません。

なお、登記義務を怠った場合は、法人の役員が過料に処せられます。

また、設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります。

2 設立登記完了届出書の提出

登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び設立の時の財産目録を添付した設立登記完了届出書（様式第3号）を所轄庁に提出しなければなりません。あわせて、閲覧用書類として、登記事項証明書の写しも提出してください。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照ページ
1	設立登記完了届出書	第3号		1	2, 74
2	登記事項証明書（原本）	官公署		1	—
3	設立の時の財産目録	任意	○	2	—
4	登記事項証明書の写し	官公署	○	1	—

3 関係行政機関への届出

法人の事業形態にもよりますが、県民局税務部、市町村税務担当課、税務署等関係行政機関に各種届出が必要となります。

詳細については、各関係行政機関にお問い合わせください。

	対 象	関係機関
税制関係 (P60参照)	・ 事業を開始又は事務所を設けた法人	備前県民局直税課 岡山市課税管理課
	・ 給与を支払うようになった場合 ・ 税法上の収益事業を行う場合	税 務 署
就業関係	・ 労働者を使用する場合 ・ 労働者を10人以上雇用する使用者	労働基準監督署
労働保険	・ 労働者を雇用する場合	公共職業安定所
健康保険・厚生年金保険	・ 常時、従業員を使用する場合	年金事務所

記載例 設立登記完了届出書 様式第3号

岡山市長 様

年 月 日

提出の日

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

印

主たる事務所の所在地

電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

登記事項証明書は、原本と写し（コピー）が各1部、財産目録は2部必要

【留意点】

この届出書の提出に併せて、次の書類を提出すること。

- 1 登記事項証明書 2部（1部はその写し）
- 2 財産目録 2部